

令和4年和泉市議会第2回定例会議案書（条例案）目次

種別及び番号	件名	摘要
議案第42号	和泉市税条例等の一部を改正する条例制定について	P. 2
議案第44号	和泉市建築基準法施行条例の一部を改正する条例制定について	P. 25
議案第46号	和泉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 29
議案第47号	和泉市がん対策推進条例の一部を改正する条例制定について	P. 31
議案第48号	和泉市立総合医療センターの料金等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 33

議案第 42 号

和泉市税条例等の一部を改正する条例制定について

和泉市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 10 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正により、上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し、住宅借入金等特別税額控除特例措置の延長及び熱損失防止改修等住宅等に対する固定資産税の軽減措置の拡充を行うとともに、その他所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市税条例等の一部を改正する条例（案）

（和泉市税条例の一部改正）

第1条 和泉市税条例（昭和35年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第21条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 <u>法第321条の8第62項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 略</p>	<p>（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第21条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 <u>法第321条の8第60項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 略</p>

新	旧
<p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以降の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以降新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</u></p> <p>16 略 (固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p>第30条の9 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳<u>(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)</u>の閲覧の手数料は、徴収しない。</p> <p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第30条の10 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書<u>(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)</u>の交付手数料は、和泉市手数料条例に定めるところによる。</p> <p>附 則 (<u>熱損失防止改修等住宅等</u>に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第13条の8 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修等住宅</u></p>	<p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以降の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以降新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</u></p> <p>16 略 (固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p>第30条の9 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料は、徴収しない。</p> <p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第30条の10 <u>法第20条の10及び</u>第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料は、和泉市手数料条例に定めるところによる。</p> <p>附 則 (<u>熱損失防止改修住宅等</u>に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第13条の8 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修住宅又は</u></p>

新	旧
<p>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修等専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3)略</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び施行令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>(<u>特定熱損失防止改修等住宅等</u>に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第13条の8の2 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、<u>法附則第15条の9第9項</u>に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出</p>	<p>同条第10項の<u>熱損失防止改修等専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3)略</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び施行令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>(<u>特定熱損失防止改修住宅等</u>に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第13条の8の2 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、<u>同条第9項</u>に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>

新	旧
<p>しなければならない。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び施行令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第13条の11 略</p> <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>5分の4</u>とする。</p> <p>3 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>4 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p>5 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>6 法附則第15条第3項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p>	<p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び施行令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第13条の11 略</p> <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p>3 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>4 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p>5 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>6 法附則第15条第3項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p>

新	旧
<p>7 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>8、9 略</p>	<p>7 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>8、9 略</p>

第2条 和泉市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第15条の2の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)</u>の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定す</p>	<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第15条の2の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p>

新	旧
<p><u>る給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名</u></p> <p>(3)、(4)略</p> <p>2～5 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第15条の2の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、<u>特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第23条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条におい</u></p>	<p>(2)、(3)略</p> <p>2～5 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第15条の2の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、<u>扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u></p>



新	旧
<p>て「公的年金等支払者」という。) から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定配偶者の氏名</p> <p>(3)、(4) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>附 則</p> <p>第4条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第14条及び第14条の3の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2)、(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>附 則</p> <p>第4条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)においては、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第14条及び第14条の3の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所</p>

新	旧
<p>得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>	<p>得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、<u>第37条の8又は第37条の9</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）</u></p> <p><u>第24条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第4条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p> <p><u>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第4条の3の2第1項の規定の適用については、同項中</u></p>

新	旧
	<u>「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u>

第3条 和泉市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第13条 略</p> <p>2、3 略</p> <p>4 前項の規定は、<u>前年分の所得税に係る第15条の2第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第13条 略</p> <p>2、3 略</p> <p>4 前項の規定は、<u>特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでな</u></p>

新	旧
<p>5 略</p> <p>6 前項の規定は、<u>前年分の所得税に係る第15条の2第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>	<p><u>い。</u></p> <p>(1) <u>第15条第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第15条の2第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 略</p> <p>6 前項の規定は、<u>特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき<u>(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)</u>は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。<u>ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第15条第1項の規定による申告書</u></p>

新	旧
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第14条の6 所得割の納税義務者が、第13条第4項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第14条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>確定申告書</u>に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税若</p>	<p>(2) <u>第15条の2第1項に規定する確定申告書</u> (同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第14条の6 所得割の納税義務者が、第13条第4項に規定する<u>特定配当等申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第14条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>申告書</u>に係る年度分の個人の府民税若しくは市民税に充当し、若しくは</p>

新	旧
<p>しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 略</p> <p>(市民税の申告等)</p> <p>第15条 法第294条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(施行令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないもの)に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しく</p>	<p>当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 略</p> <p>(市民税の申告等)</p> <p>第15条 法第294条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(施行令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第14条の4の規定により控除すべき金額(以</p>

新	旧
<p>は医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第14条の4の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第12条の2に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)で市長が指定したものが提出すべき申告書の様式は、<u>施行規則第2条第3項ただし書</u>の規定により、市長の定める様式による。</p> <p>3～9 略</p> <p>第15条の2 略</p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により<u>付記</u>された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</p>	<p>下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第12条の2に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)で市長が指定したものが提出すべき申告書の様式は、<u>施行規則第2条第4項ただし書</u>の規定により、市長の定める様式による。</p> <p>3～9 略</p> <p>第15条の2 略</p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により<u>附記</u>された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</p>

新	旧
<p>3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。</p> <p>(分離課税に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第23条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第8条の3 略</p> <p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。</p>	<p>3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を附記しなければならない。</p> <p>(分離課税に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第23条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第2項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第8条の3 略</p> <p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第13条第4項に規定する特定配当等申告</p>



新	旧
<p>3 略  (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第12条の3の2 略</p> <p>2、3 略</p> <p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた<u>年分</u>の所得税に係る第15条の2第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</p>	<p><u>書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第14条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>(1) 第13条第4項ただし書の規定の適用がある場合</u></p> <p><u>(2) 第13条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。</u></p> <p>3 略  (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第12条の3の2 略</p> <p>2、3 略</p> <p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた<u>年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）</u>に前項後段の規定の適用を受けようと</p>

新	旧
<p>5 略  (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第12条の3の3 略</p> <p>2、3 略</p> <p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた<u>年分の</u>所得税に係る第15条の2第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</p>	<p>する旨の記載があるとき <u>(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)</u> に限り、適用する。<u>ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第15条第1項の規定による申告書</u></p> <p><u>(2) 第15条の2第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 略  (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第12条の3の3 略</p> <p>2、3 略</p> <p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた<u>年の翌年の4月1日の属する年度分の</u>条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。<u>以下この項において同じ。)</u>に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき <u>(条約適用配当等申告書にその記載がない</u></p>

新	旧
<p>5 略</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第14条の6の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第12条の3の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた<u>年分の所得税に係る</u>同条第4項に規定する<u>確定申告書</u>にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法</p>	<p><u>ことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）</u>  <u>に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第15条第1項の規定による申告書</u></p> <p><u>(2) 第15条の2第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u></p> <p>5 略</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第14条の6の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第12条の3の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた<u>年の翌年の4月1日の属する年度分</u>の同条第4項に規定する<u>条約適用配当等申告書</u>にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（<u>条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）</u>）であって、当</p>

新	旧
<p>の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第13条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p>	<p>該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第13条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p>

第4条 和泉市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第8条 法第20条の10の納税証明書の交付 <u>（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）</u> の手数料は、和泉市手数料条例（昭和31年和泉市条例第36号）に定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2の規定による証明書については、手数料を徴しない。</p> <p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p>第30条の9 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条</p>	<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第8条 法第20条の10の納税証明書の交付手数料は、和泉市手数料条例（昭和31年和泉市条例第36号）に定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2の規定による証明書については、手数料を徴しない。</p> <p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p>第30条の9 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条</p>

新	旧
<p>第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料は、徴収しない。</p> <p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第30条の10 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料は、和泉市手数料条例に定めるところによる。</p>	<p>第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧の手数料は、徴収しない。</p> <p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第30条の10 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付手数料は、和泉市手数料条例に定めるところによる。</p>

(和泉市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 和泉市税条例等の一部を改正する条例(令和3年和泉市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条の表(和泉市税条例第15条の2の3の改正規定に係る部分に限る。)を次のように改める。

新	旧
<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第15条の2の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務</p>	<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第15条の2の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務</p>

新	旧
<p>者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第23条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（<u>年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。</u>）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2～5 略</p>	<p>者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第23条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（<u>控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。</u>）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2～5 略</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第3条及び附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第4条並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 令和6年4月1日  
(納税証明書に関する経過措置)

第2条 第4条の規定による改正後の和泉市税条例第8条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にされる地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の和泉市税条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第15条の2の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第15条の2の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第2条の規定による改正前の和泉市税条例（次項において「旧条例」という。）第15条の2の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第15条の2の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第15条の2の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第15条の2の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 第3条の規定による改正後の和泉市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の和泉市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項第5号に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 第4条の規定による改正後の和泉市税条例第30条の9の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行日以後にされる地方税法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。
- 4 第4条の規定による改正後の和泉市税条例第30条の10の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行日以後にされる地方税法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。



## 議案第 44 号

和泉市建築基準法施行条例の一部を改正する条例制定について

和泉市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 10 日提出

和泉市長 辻 宏 康

### 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）による建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正に伴い生じた項ずれに係る規定の整備を行うほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市建築基準法施行条例の一部を改正する条例（案）

和泉市建築基準法施行条例（平成13年和泉市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(客席の出口)</p> <p>第22条 劇場等における客席の出口は、次の各号に定めるところにより、4以上設けなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 幅の合計は、客席の床面積10平方メートルにつき、20センチメートル(耐火建築物又は令第112条第2項に規定する<u>一時間準耐火基準</u>に適合する準耐火建築物にあつては、17センチメートル) 以上とすること。</p> <p>(5) 略</p> <p>(浴室及び蒸室の構造)</p> <p>第32条 公衆浴場の浴室の構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 周囲の壁は、令第112条第2項に規定する<u>一時間準耐火基準</u>に適合する準耐火構造とすること。</p>	<p>(客席の出口)</p> <p>第22条 劇場等における客席の出口は、次の各号に定めるところにより、4以上設けなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 幅の合計は、客席の床面積10平方メートルにつき、20センチメートル(耐火建築物又は令第129条の2の3第1項第1号<u>ロ</u>に規定する<u>技術的基準</u>に適合する準耐火建築物にあつては、17センチメートル) 以上とすること。</p> <p>(5) 略</p> <p>(浴室及び蒸室の構造)</p> <p>第32条 公衆浴場の浴室の構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 周囲の壁は、令第129条の2の3第1項第1号<u>ロ</u>に規定する<u>技術的基準</u>に適合する準耐火構造とすること。</p>

新	旧																								
<p>(2)、(3) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない自動車車庫等)</p> <p>第45条 2階を自動車車庫等の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以上のものは、耐火建築物又は令第112条第2項に規定する<u>一時間準耐火基準</u>に適合する準耐火建築物としなければならない。ただし、防火上支障がないものとして規則で定める構造の自動車車庫にあつては、この限りでない。</p> <p>(確認、検査等の手数料)</p> <p>第68条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 次の表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="232 1139 1117 1422"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>法第85条第6項の規定による許可の申請をしようとする者</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>31の2</td> <td>法第85条第7項の規定による許可</td> <td>160,000円</td> </tr> </tbody> </table>	項	区分	金額	(中略)			31	法第85条第6項の規定による許可の申請をしようとする者	120,000円	31の2	法第85条第7項の規定による許可	160,000円	<p>(2)、(3) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない自動車車庫等)</p> <p>第45条 2階を自動車車庫等の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以上のものは、耐火建築物又は令第129条の2の3第1項第1号ロに規定する<u>技術的基準</u>に適合する準耐火建築物としなければならない。ただし、防火上支障がないものとして規則で定める構造の自動車車庫にあつては、この限りでない。</p> <p>(確認、検査等の手数料)</p> <p>第68条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 次の表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1164 1139 2049 1422"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>法第85条第5項の規定による許可の申請をしようとする者</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>31の2</td> <td>法第85条第6項の規定による許可</td> <td>160,000円</td> </tr> </tbody> </table>	項	区分	金額	(中略)			31	法第85条第5項の規定による許可の申請をしようとする者	120,000円	31の2	法第85条第6項の規定による許可	160,000円
項	区分	金額																							
(中略)																									
31	法第85条第6項の規定による許可の申請をしようとする者	120,000円																							
31の2	法第85条第7項の規定による許可	160,000円																							
項	区分	金額																							
(中略)																									
31	法第85条第5項の規定による許可の申請をしようとする者	120,000円																							
31の2	法第85条第6項の規定による許可	160,000円																							

新			旧		
	の申請をしようとする者			の申請をしようとする者	
(中略)			(中略)		
40の2	法第87条の3第6項の規定による 許可の申請をしようとする者	120,000円	40の2	法第87条の3第5項の規定による 許可の申請をしようとする者	120,000円
40の3	法第87条の3第7項の規定による 許可の申請をしようとする者	160,000円	40の3	法第87条の3第6項の規定による 許可の申請をしようとする者	160,000円
41	略		41	略	
備考 略			備考 略		
10、11 略 (仮設建築物等に対する特例)			10、11 略 (仮設建築物等に対する特例)		
第75条 第3章から第5章までの規定は、法第85条第6項若しくは第7項又は法第87条の3第6項若しくは第7項の規定による許可を受けた仮設建築物、興行場等又は特別興行場等については、適用しない。			第75条 第3章から第5章までの規定は、法第85条第5項若しくは第6項又は法第87条の3第5項若しくは第6項の規定による許可を受けた仮設建築物、興行場等又は特別興行場等については、適用しない。		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 46 号

和泉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 10 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 25 号）の改正に伴い生じた条ずれに係る規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市後期高齢者医療に関する条例（平成20年和泉市条例第6号）の一部を次のように改正する。  
次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(本市において行う事務)</p> <p>第2条 本市は、後期高齢者医療に関して、保険料の徴収の事務、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条に規定する事務並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>大阪府広域連合条例附則第3条第1項</u>の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</p> <p>(9) 略</p>	<p>(本市において行う事務)</p> <p>第2条 本市は、後期高齢者医療に関して、保険料の徴収の事務、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条に規定する事務並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>大阪府広域連合条例附則第5条第1項</u>の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</p> <p>(9) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 47 号

和泉市がん対策推進条例の一部を改正する条例制定について

和泉市がん対策推進条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 10 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）の施行により、成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市がん対策推進条例の一部を改正する条例（案）

和泉市がん対策推進条例（平成26年和泉市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(がん予防の推進)</p> <p>第6条 市は、保健医療関係者と協力し、がんの予防の推進のために必要な次に掲げる施策の推進に努めるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）の防止及び<u>20歳未満の者</u>の喫煙防止並びに喫煙者に対する禁煙支援のための施策</p> <p>(3) ～ (5) 略</p>	<p>(がん予防の推進)</p> <p>第6条 市は、保健医療関係者と協力し、がんの予防の推進のために必要な次に掲げる施策の推進に努めるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）の防止及び<u>未成年者</u>の喫煙防止並びに喫煙者に対する禁煙支援のための施策</p> <p>(3) ～ (5) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 48 号

和泉市立総合医療センターの料金等に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立総合医療センターの料金等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 10 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

外来機能の明確化及び医療機関間の連携を推進するために、地域医療支援病院等における厚生労働大臣の定める選定療養費の額が増額されることに伴い、和泉市立総合医療センターにおける選定療養費の額を増額する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市立総合医療センターの料金等に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市立総合医療センターの料金等に関する条例（昭和47年和泉市条例第10号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新			旧		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
区分	料金		区分	料金	
	本市住民	本市住民でない者		本市住民	本市住民でない者
(中略)			(中略)		
選定療養費（初診時）	(医科)	<u>7,000円</u>	選定療養費（初診時）	(医科)	<u>5,000円</u>
	(歯科)	<u>5,000円</u>		(歯科)	<u>3,000円</u>
選定療養費（再診時）	(医科)	<u>3,000円</u>	選定療養費（再診時）	(医科)	<u>2,500円</u>
	(歯科)	<u>1,900円</u>		(歯科)	<u>1,500円</u>
(以下略)			(以下略)		

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の和泉市立総合医療センターの料金等に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る診療料金について適用し、同日前の診療に係る診療料金については、なお従前の例による。